

役員報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県畜産協会（以下「協会」という。）定款により設置された役員報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 協会は、常勤理事の職務執行の対価として報酬等（定例報酬、賞与及び退任慰労金をいう。）を支給することができる。

- 2 非常勤役員が理事会、監事監査及びこれに準ずる会議に出席する場合は、出席1回につき10,000円を報酬として支払う。ただし、同一日に2以上の会議に出席した場合でも1回分のみを支払う。
- 3 協会は、会長及び副会長の退任に当たっては、その任期に応じ退任慰労金を支給することができる。

(定例報酬等の額の決定)

第4条 常勤理事の定例報酬及び賞与の額は、県の出資法人等指導実施要領に基づき、理事会の承認を得て決めるものとする。

(報酬等の支給方法等)

第5条 常勤理事に対する定例報酬の支給日は毎月21日とし、賞与の支給日は毎年6月30日及び12月10日とする。ただし、その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日に支給する。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、理事会等に出席した都度、支払う。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する金融機関に口座振込の方法により支払うことができる。
- 4 報酬等より控除する額等、支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。

(退任慰労金)

第6条 退任慰労金は、会長、副会長及び常勤理事が、役員として円満に勤務し、かつ任期満了、

辞任または死亡により退任した場合に、その退任後1ヵ月以内に本人に支給するものとする。
ただし、死亡により退任した場合については、配偶者又はその法定相続人に支払うものとする。

2 退任慰労金は、別表の額とし、理事会の承認を得て支給する。

(費用)

第7条 協会は、役員がその業務の遂行に当たって負担した費用については、この請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤理事には、通勤手当を支給し、その計算方法は職員を対象とする給与規程に準ずる。

3 非常勤役員が理事会、監事監査及びこれらに準ずる会議に出席する場合は、旅費実費を支払う。

(公表)

第8条 協会はこの規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第9条 この規程の改廃は、総会の議決により行うものとする。

付 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表 第6条第2項

役 職	退 任 慰 労 金 の 額
会 長	在任期間1年当り100,000円、ただし500,000円を上限とする
副 会 長	在任期間1年当り20,000円、ただし100,000円を上限とする
常 勤 理 事	在任期間1年当り100,000円、ただし500,000円を上限とする

(※在任期間について6ヵ月未満は0年、6ヵ月以上は1年として計算する)